

恵下埋立地（仮称）整備事業に係る環境影響を  
受ける範囲と認められる地域の選定書

平成 20 年 11 月

広 島 市

## 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

「広島市環境影響評価条例」（平成 11 年 広島市条例 30 号）に定められる環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、「技術指針」（平成 11 年 広島市公告）に基づき、対象事業の実施を予定している区域及び既に入手している情報によって 1 以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。

本事業の実施による、環境要素ごとの影響範囲は以下のとおりです。

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
大気質	<p><b>【建設機械の稼働，廃棄物の埋立て】</b> 建設機械の稼働及び廃棄物の埋立てに伴う大気質への影響については、粉じんの発生が考えられます。 既存資料（面整備事業環境影響評価技術マニュアル[Ⅱ]，建設省都市局都市計画課）によると、一般的な事業に対応した影響範囲は工事実施区域から 100～150mとされています。 本事業の実施に伴う粉じんの発生は、工事中の切土，埋立作業中の整地に伴う粉じんであり、一般的な事業と考えられることから、既存資料の 2 倍の距離である事業計画地から 300mを環境影響を受ける範囲としました。</p> <p><b>【資材及び機械の運搬に用いる車両の運行，廃棄物の搬入】</b> 工事中における工事関係車両等が主に通行する主要地方道広島湯来線，主要地方道久地伏谷線は、各々現状で 159 台/日，3,538 台/日です。主要地方道久地伏谷線については、工事関係車両（往復約 100 台/日）による寄与率が 3%程度と少ないため、本事業による影響は小さいと考えられることから、環境影響を受ける範囲外としました。 一方、主要地方道広島湯来線は、現況交通量は少ないものの、工事関係車両による寄与率が 63%と大きいことから、事業計画地から三王原交差点までの道路の沿道両側 150m<sup>*1</sup>を環境影響を受ける範囲としました。 廃棄物の搬入時における廃棄物運搬車両が主に通行する道路改良後の主要地方道広島湯来線は、計画交通量が 5,000 台/日（平成 32 年度予定）であり、廃棄物運搬車両（往復約 100 台/日）による寄与率が 2%程度と少ないため、本事業による影響は小さいと考えられることから、環境影響を受ける範囲外としました。 これらのことにより、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に限り、事業計画地から主要地方道広島湯来線の三王原交差点までの道路の沿道両側 150mを環境影響を受ける範囲としました。</p>
騒音	<p><b>【建設機械の稼働】</b> 建設機械の稼働に伴う騒音に係る影響については、建設作業騒音が考えられることから、既存資料（廃棄物処理施設生活環境影響調査指針，環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）をもとに、事業計画地から 100mの範囲を影響範囲としました。</p> <p><b>【資材及び機械の運搬に用いる車両の運行，廃棄物の搬入】</b> 大気質と同様に、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に限り、事業計画地から主要地方道広島湯来線の三王原交差点までの道路の沿道を影響範囲とし、既存資料（騒音に係る環境基準の評価マニュアル，環境省）に示される評価範囲 50mの 2 倍の距離である沿道両側 100mを環境影響を受ける範囲としました。</p>
振動	<p><b>【建設機械の稼働】</b> 建設機械の稼働に伴う振動に係る影響については、建設作業振動が考えられることから、既存資料（廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル，財団法人 廃棄物研究財団）をもとに、事業計画地から 100mの範囲を影響範囲としました。</p> <p><b>【資材及び機械の運搬に用いる車両の運行，廃棄物の搬入】</b> 大気質と同様に、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に限り、事業計画地から主要地方道広島湯来線の三王原交差点までの道路の沿道を影響範囲とし、既存資料（廃棄物処理施設生活環境影響調査指針，環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）をもとに、沿道両側 100mを環境影響を受ける範囲としました。</p>

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
悪臭	搬入する廃棄物は無機系が主体であり、基本的に悪臭の原因となる廃棄物は搬入しない計画です。また、廃棄物の埋立にあたっては、即日覆土を行い、廃棄物と外気との接触を最小限にすることにより悪臭の発生と飛散は十分低減できるものと考えられることから、事業計画地内を環境影響を受ける範囲としました。
水質	水質への影響については、工事中のコンクリート打設時の水の汚れ、工事中の濁水による水の濁り及び廃棄物処分場の存在に伴う放流水の減少による水温への影響が考えられます。 工事中のコンクリート打設時の水の汚れ及び工事中の濁水による恵下谷川及び取付道路工事時の濁水による不明谷川への影響範囲は、事業計画地の防災調整池から恵下谷川と水内川の合流点及び、取付道路から不明谷川と水内川の合流点までの範囲としました。 また、廃棄物処分場の存在に伴う放流水の減少による水温への影響範囲は、事業計画地下流の恵下谷川としました。
底質	底質への影響については、工事中の濁水による恵下谷川及び取付道路工事時の濁水による不明谷川への影響が考えられるため、事業計画地の防災調整池から恵下谷川と水内川の合流点及び、取付道路から不明谷川と水内川の合流点までを環境影響を受ける範囲としました。
地下水汚染	本処分場の遮水工は、地質調査結果による地層構造や地盤の透水性を踏まえ、信頼性や強度特性に優れ、実績も豊富な二重遮水シートによる方式を採用するとともに、万一、遮水シートが破損した場合の安全策として、遮水管理システム及び鉛直遮水工を設ける計画であり、事業計画地の外への浸出水の漏出がないと考えられることから、事業計画地内を環境影響を受ける範囲としました。
水象	水象への影響については、事業計画地内の雨水排水による河川流への影響と、掘削工事による地下水への影響が考えられます。 降雨時における雨水排水による河川流への影響範囲は、防災調整池から恵下谷川と水内川の合流点までの範囲としました。 また、掘削工事による地下水への影響範囲は、事業計画地周辺としました。
土壌汚染	土壌汚染については、埋立地からの廃棄物の飛散による影響が考えられるため、大気質（廃棄物の埋立て）と同様に事業計画地から300mを環境影響を受ける範囲としました。
動物	動物については、中型哺乳類の行動圏としての事業計画地から200m <sup>**2</sup> を環境影響を受ける範囲としました。 また、水域では、水質（濁水）の環境影響を受ける範囲である事業計画地の防災調整池から恵下谷川と水内川の合流点及び、取付道路工事に限り取付道路から不明谷川と水内川の合流点までを環境影響を受ける範囲としました。
植物	動物と同様の範囲を環境影響を受ける範囲としました。
生態系	周辺の生態系に対する影響は、動物あるいは植物に対する個別の影響範囲を大きく超えることはないことから、動物及び植物と同様の範囲を環境影響を受ける範囲としました。
景観	事業計画地周辺において、事業計画地内を眺望できる場所としては、事業計画地南の恵下谷林道及び東郷山登山道の一部が考えられることから、恵下谷林道及び東郷山登山道の一部を環境影響を受ける範囲としました。
人と自然との触れ合いの活動の場	事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場として、事業計画地南の東郷山登山道の一部が考えられることから、東郷山登山道の一部を環境影響を受ける範囲としました。
廃棄物	工事中に発生する残土等の廃棄物は、事業計画地内及び取付道路工事において発生するものであり、これらは、適正な処理・処分を行うことから、事業計画地内を環境影響を受ける範囲としました。

※1：道路環境影響評価の技術手法 2007改訂版，財団法人 道路環境研究所

※2：面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔Ⅱ〕，建設省都市局都市計画課

本事業の実施により環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、図-1 のとおりです。

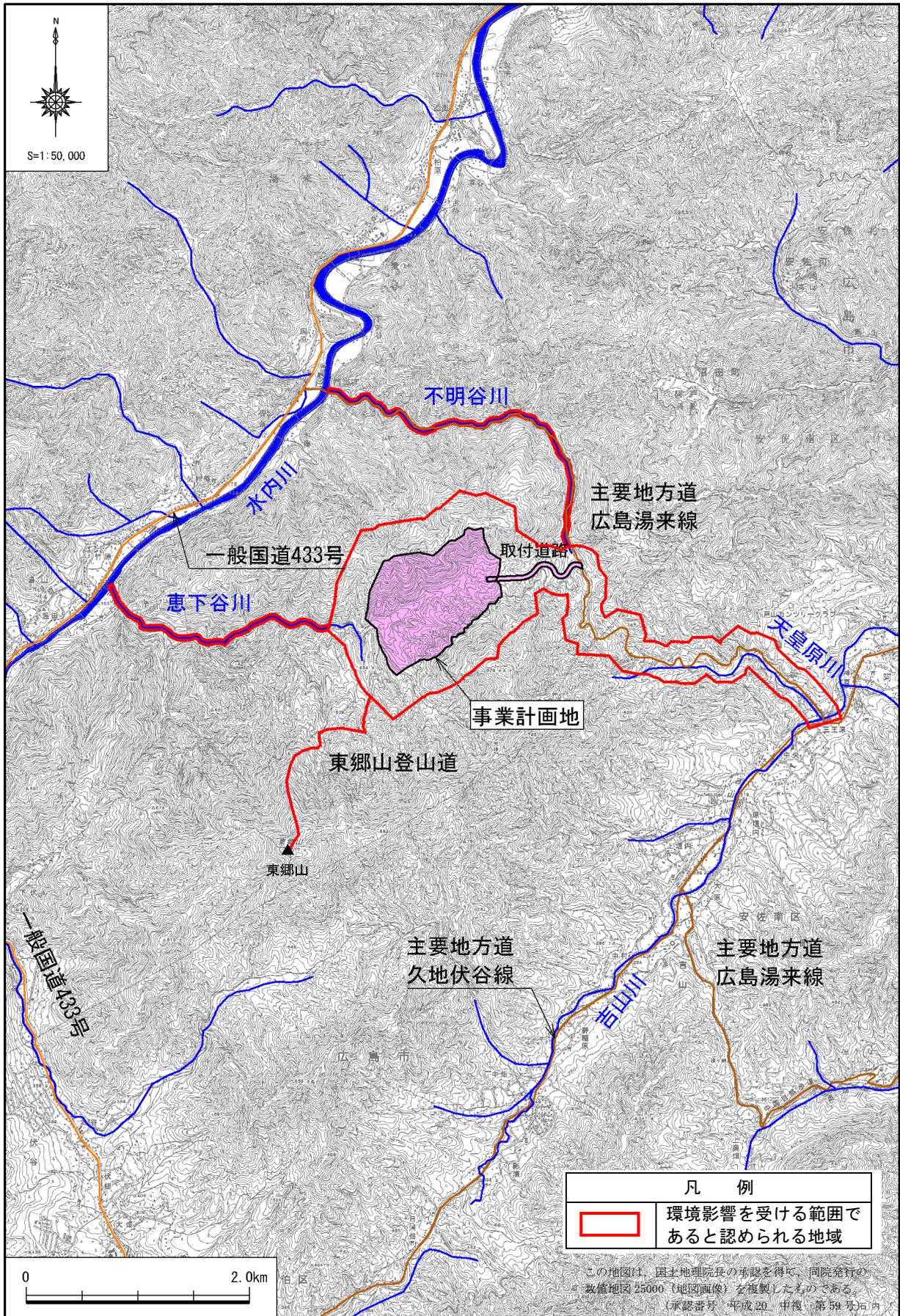


図-1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域